

京都市環境審議会 令和3年度第1回環境保全基準部会

【日時】令和4年3月10日（木） 午前10時～10時50分

【開催方法】Zoomによるオンライン開催

【出席委員】大久保部会長，笠原委員，本田委員

【欠席委員】桜井委員，千葉委員

1 開会

- ・ 会議の成立の確認

部会委員5名中3名の出席で，過半数を超えているため，環境保全基準部会設置要綱第5条第2項の規定により部会が成立していることを確認

- ・ 開会挨拶

中村環境技術担当部長

- ・ 各委員の紹介

- ・ 部会長職務代理者の指名

大久保部会長が笠原委員を会長職務代理者に指名し，笠原委員に承諾いただいた。

2 議題

- (1) 京都市環境保全基準の改定について

(事務局)

資料1から資料6及び参考資料を用いて説明。

(大久保部会長)

事務局から環境保全基準（以下「市保全基準」という。）の改定について，2点説明があった。1つは水質汚濁に係る市環境保全基準のうち，大腸菌群数から大腸菌数へ変更するもの，もう1つは，健康項目について六価クロムの基準値の強化ということである。この2点につきまして，御意見，御質問等いただきたい。

(本田委員)

大腸菌群数について，市保全基準を改定する前も基準を達成していなかったようだが，その理由と，これまでの行政の対応を教えてください。

(事務局)

もともと大腸菌群数は，ふん便汚染の指標として設定されたものだが，実際には，的確に捉えられていないということであった。また，市保全基準を超過していることについて，自然由来も原因として考えており，人的な汚染源の特定には至っていない。

行政の取組としては，水質汚濁防止法において，大規模な工場・事業場に対して大腸菌群数の排出を規制している。排水基準を遵守することで，施策が講じられているというところである。

(本田委員)

市保全基準が改定された場合の達成率の試算はあるか。

(事務局)

今後、水質汚濁防止法に基づく常時監視として、大腸菌数を測定していくので、調査結果を踏まえて達成状況を見積もっていく。なお、これまで試行的に大腸菌数の測定を実施しており、その結果では達成率100%まではいかないと考えている。達成率については、今後の常時監視の調査結果を注視していきたい。

(本田委員)

資料4に関して、国の環境基準と市保全基準の基準値は同値であるとのことだが、同一水域の同地点でも類型区分が違うものがあるのは何故か。例えば鴨川の高橋という地点は、国の環境基準では類型Aで、市保全基準はAAとなっているが、この理由は何か。

(事務局)

市保全基準については、本市の地域の特性を加味し、市民の健康を保護し、快適な生活環境、良好な自然環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国の環境基準に加え、市保全基準を設定している。類型指定については、過去の市保全基準部会でも御審議いただいた経過があるが、河川の常時監視の結果を踏まえ、より高みを目指すため、国の環境基準よりも厳しい類型を指定している。

(笠原委員)

水域の類型は、BODの達成状況をもとに指定されているため、これまでの大腸菌群数の市保全基準達成率が非常に低くなっているのではないかと思われる。すなわち、水域の類型が、大腸菌に関係ない項目をもとに決められているため、大腸菌数に見直した際に、どの程度、基準を達成するかという点が大いに重要である。大腸菌数において、水域の類型上、基準の達成状況が非常に悪くなることは、いい傾向ではない。市保全基準の達成状況を改善していこうという努力が、どのような形で行われるのか心配である。

また、市保全基準点は37地点あるが、資料5について示している13地点以外は、大腸菌群数の測定をしていないということか。

(事務局)

類型指定については、御指摘の通りである。今後、大腸菌数について、測定を本格的に開始して結果を蓄積し、市保全基準として市民の皆様の健康保護、及び生活環境の保全の観点から、BODも含めた生活環境項目の達成状況を総合的に勘案して、類型指定を検討していかなければならないと考えている。

大腸菌群数については、ふん便汚染を的確に捉えていないこともあり、環境基準点13地点を代表として測定結果を報告させていただいた。実際には、他の地点についても大腸菌群数を測定しており、環境基準点と市保全基準点の間で測定結果に大きな差はないと考えている。

(笠原委員)

資料6について、令和元年の測定結果が非常に高い値になっているが、この理由は何か。

(事務局)

御指摘の点については、検証ができていない。

(笠原委員)

大腸菌群数の達成率は、全ての試料数に対する市保全基準を達成した試料数の割合ということでよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(笠原委員)

資料1に記載された大腸菌群数の達成率は、資料6における類型AA及びAの5年間の達成率の平均値ということか。

(事務局)

そのとおりである。

(大久保部会長)

両委員から御指摘のとおり、大腸菌群数について京都市の達成率が従来から非常に低かったが、全国的にも同じような傾向であり、また、その理由は、よく分かっていない。調査を実施した年や月による変動がある程度あり、私自身、国の環境基準の改正の検討にも関わっていたが、大腸菌以外の要素で測定結果に変動が出ているのではないかと、人間以外のふん尿も関与している可能性も調査地点によってはかなりあるのではないかとということであった。大腸菌群数は、古くに設定された項目であり、もともとは大腸菌数の方が指標として適していたが、測定技術が当初、確立されていなかった。しかし、環境基準に項目が設定されて以降50年程経過しており、今般改めて、より正確に評価できる基準に見直すことにより、施策の効果も図れるようになるだろうと考えられている。両委員から御質問もあったが、今後、大腸菌数の達成率について、なお芳しくないということであれば、やはり人為的な影響ということになるため、新しい対策を検討する必要性も出てくると思われる。ただし、新しい対策の必要性については、大腸菌数の測定結果を待ってみたいと正確なところが分からないというのが事務局の回答であったと思う。

(本田委員)

大腸菌群数について、京都市の下水の仕組み上、降雨量が非常に大きかった場合に、河川に未処理の下水が流れ込むといった可能性はあるか。

(事務局)

合流式の下水道では、水量が多くなった場合には、未処理の下水が河川に流入することがある。

(本田委員)

京都市の下水道の構造も踏まえて、今後もモニタリングしていくことが重要であろう。

(笠原委員)

六価クロムについては、人の健康に係る項目のため、国の環境基準の見直しがあった場合、市保全基準も自動的に準拠するという形式になっていると思う。その観点からも、特に問題ない。

(笠原委員)

市保全基準について、従来、具体的な測定結果を見る機会があまりなかったため、実情をよく掴めなかった。大腸菌群数を大腸菌数に変えて、環境の変化の状況を捉えていこうということだが、市保

全基準として定める以上は、達成状況を改善していく努力がないと定める意味がない。測定結果を検討し、基準の超過が見られる場合には、基準の達成に向けた対策を検討する必要があると考えるが、いかがか。

(事務局)

大腸菌数については、環境省の施行通知(参考資料)で示しているとおり、環境省においても環境基準の達成状況を見ながら、基準達成に向けて必要な措置を講じていくと述べられている。本市も基準達成状況及び環境省の動向を見ながら、必要な措置を考える必要がある。また、測定結果の検証については、測定結果を蓄積する中で、市保全基準の類型指定を見直すべき状況になった場合には、改めて委員の皆様にご相談させていただき、基準達成に向けた取組を検討していきたい。

(大久保部会長)

笠原委員の御指摘は、大腸菌数に限らず市保全基準について、基準超過しているものがあれば、改善に向けて努力をしなければならず、対策等を議論する場、あるいは、測定結果そのものを、俯瞰する場が不足しているのではないかと、という御指摘であったと思う。

まずは、ベーシックなこととして、環境行政、公害行政の基本となるのは、適切に常時監視をしていくということなので、そのための予算、及び測定地点・回数というものが適切に確保されることが第一点である。そして、常時監視の結果を踏まえて、基準を超過しているものについて分析し、原因が分かれば、対策を検討するということが、基本的な対応になってくると思われる。大腸菌数に限らず、基準超過する項目が見られた場合に、適切に議論をしていくという重要な御指摘であった。

(大久保部会長)

市保全基準に係る大腸菌数への見直し、及び六価クロムの基準値の強化について、改定案に異論あるか。

(笠原委員・本田委員)

異論なし。

(大久保委員)

それでは、改定案のとおりとさせていただきます。

事務局においては、本日の議論を踏まえ、環境審議会へ報告いただきたい。

## (2) その他

(事務局)

従来から市保全基準の人の健康に係る項目の見直しについては、書面にて環境審議会へ報告している。今回は、生活環境項目である大腸菌群数の見直しがあったので、合わせて、六価クロムの見直しについても報告させていただいた。

市保全基準における人の健康に係る項目の見直しについては、地域性を問わない性質のもののため、従来どおり、書面にて報告する形とさせていただきたい。また、人の健康に係る項目以外の生活環境項目等については、基準改定の内容を部会長と御協議させていただいたうえで、部会開催の要否を含めて御審議の方法等を決定していきたいと考えている。

(大久保部会長)

人の健康に係る項目については、従来から国の環境基準に合わせてきたため、報告事項ということになっているが、本日は、生活環境項目の改定も議題にあったので、合わせて報告があった。今後も、従来どおり、人の健康に係る項目については書面報告、そして、生活環境項目については、今回と同様に協議をして審議を進めるという方針について、何か御意見・御質問はあるか。

(笠原委員・本田委員)

意見なし。

(大久保部会長)

それでは、今後の部会の開催については、事務局の提案どおり進めていただきたい。ただし、先ほどの笠原委員の御指摘のとおり、市保全基準について、達成状況の改善が進む方向での議論をしていきたいので、必要に応じて、議論をしていくという方向で進めるようお願いする。

(事務局)

今後、委員の皆様の御意見を踏まえ、部会を開催していきたいと思うので、よろしくをお願いします。

(大久保部会長)

それでは、他に御意見がないようであれば、本日の審議は終了とする。

### 3 閉会